

福井県警察学校規程

平成 1 2 年 1 0 月 1 日
福井県警察本部訓令第 2 2 号

改正

平成 17 年 12 月 7 日本部訓令第 44 号 平成 2 6 年 3 月 1 3 日本部訓令第 4 号

福井県警察学校規程を次のように定める。

福井県警察学校規程

福井県警察学校規程（昭和 5 9 年福井県警察本部訓令第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察教養細則（平成 1 3 年警察庁訓令第 4 号）第 2 4 条の規定に基づき、福井県警察学校（以下「学校」という。）の教養の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（教職員、学生の心構え）

第 2 条 警察学校長（以下「校長」という。）、副校長、教官、その他の職員（以下「教職員」という。）は、その責務と重要性を自覚し、人格識見のかん養に努め、学生の教養訓練に当たっては、愛情と情熱をもって、常に研さん工夫を凝らし、効果的な教養に努めなければならない。

2 学生は、校長が別に定める学生心得を遵守し、おう盛な士気と厳正な規律のもとに、知識、技能の修得に努め、体力、気力の錬磨に努めなければならない。

（校務の処理）

第 3 条 学校における校務の処理は、別に定めがあるもののほか、この規程によるものとする。

（教官会議）

第 4 条 校長は、毎月 1 回以上、教官会議を開催して、学校運営、学生の指導監督その他必要な事項について指示するとともに、教養の実施について協議しなければならない。

2 教官会議は、校長、副校長、教官をもって構成し、必要ある場合は、その他の職員を出席させることができる。

（担当科目）

第 5 条 教職員の担当科目は、校長がこれを定める。

（入校）

第 6 条 校長は、次の各号の一に該当する者について入校を許可する。

- (1) 新たに警察官に採用され、初任科学生として入校を命ぜられた者
- (2) 初任補修科学生、幹部任用科学生、部門別任用科学生、一般職員初任科学生又は専科学生として入校を命ぜられた者

（特別指導期間）

第 6 条の 2 校長は、初任科学生が入校当初、学校生活に必要な基礎知識及び学生としての心構えの浸透を図るために必要と認める期間を特別指導期間に指定する。

(入校不適合者の措置)

第7条 校長は、入校予定者について、入校させることが適当でない認めるときは、その理由を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、当該入校予定者の変更を求めることができる。

(宣誓)

第8条 入校を許可された者は、宣誓書により宣誓しなければならない。

(休講、休学)

第9条 学生は、病気その他の理由により、休講又は休学（1日以上の休講をいう。以下同じ。）しようとするときは、休講・休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学は、初任科及び初任補修科においては修業期間の4分の1、幹部任用科、部門別任用科、一般職員初任科及び専科においては各修業期間の3分の1を超えることができない。ただし、公務災害等に起因するもので、校長が特にやむを得ないものと認めるときは、この限りでない。

3 校長は、前項の期間を経過し、なお休学を続ける者に対して、退校を命ずることができる。

(自主退校)

第10条 学生は、やむを得ない理由により、退校しようとするときは、校長にその理由を申し出て、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項により退校の許可をしようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

3 校長は、前項により退校の許可をしたときは、その者の所属長に連絡しなければならない。

(考査)

第11条 校長は、学生の修業成績について考査を行うものとする。ただし、幹部任用科、部門別任用科、一般職員初任科及び専科については、これを省略することができる。

2 考査は、学科考査、術科考査及び勤務考査とし、学科考査、術科考査については、教授科目のうちから校長が定めるものについて行い、勤務考査は、服務、学習態度、寮生活の状況等について行うものとする。

3 学科考査、術科考査の合格基準は、それぞれの配点の40%以上とする。

4 事故のため、考査を受けることができなかった者に対しては、別に考査を行うことができる。

5 考査の結果、成績の不良者については、教官会議に諮り再考査を行うことができる。

(卒業及び修了)

第12条 校長は、所定の課程を修め、前条の考査の結果、合格点に達した者に対し、次により証書を授与するものとする。

(1) 初任科学生及び初任補修科学生 卒業証書

(2) 幹部任用科学生、部門別任用科学生、一般職員初任科学生及び専科学生 修了証書
(考課表)

第13条 校長は、学生の卒業又は修了の際に考課表を作成し、本部長に報告するとともに、

その者の所属長に送付するものとする。ただし、幹部任用科、部門別任用科、一般職員初任科及び専科については、これを省略することができる。

(表彰)

第14条 校長は、修業成績等が優秀であると認められる学生及び学校教育に貢献した者を表彰することができる。

(謹慎及び訓戒)

第15条 学生に対する処分のうち、謹慎及び訓戒は、次により行うものとする。

(1) 謹慎は、書面で示達し、1日以上30日以内とし、許可を受けた場合のほか、当直教官の監督により寮舎において謹慎させる。

(2) 訓戒は、口頭又は書面で、その非違を諭し、将来を戒める。

(退校処分)

第16条 校長は、退校の処分をしようとするときは、あらかじめ本部長に報告し、承認を受けなければならない。

2 退校処分の示達は、書面で行い、即日退校させる。

(処分の審議等)

第17条 校長は、学生に対する処分をしようとするときは、教官会議に諮るものとする。

2 前項の会議には、必要により本人又は学生の代表者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(処分の通報)

第18条 校長は、謹慎及び訓戒の処分をしたときは、速やかにその者の所属長に通報しなければならない。

(全寮制度)

第19条 学生は、全て入寮するものとする。ただし、校長の許可を受けた者は、この限りでない。

(役員)

第20条 校長は、学生のうちから総代、副総代（以下「役員」という。）を任命する。

(諸勤務)

第21条 校長は、学生を諸勤務に服させることができる。

(当直)

第22条 校長は、教官に当直勤務を命ずるものとする。

(当直教官の任務)

第23条 当直教官の任務は、次のとおりとする。

(1) 公印、拳銃等の保管に当たること。

(2) 庁舎内外を巡視し、火災及び盗難の予防、その他警戒警備に当たること。

(3) 異常事態を発見したときは、応急の処置をとるとともに、速やかにその状況を校長に報告すること。

(4) 受理した事項で、急を要するものは、速やかに校長に報告すること。

2 当直教官は、前項の勤務に服するほか、学生の寮生活の指導及び監督に当たらなければならない。

(当直日誌)

第 24 条 当直教官は、勤務中処理した事項を、当直日誌に記載し、勤務終了後、速やかに校長に報告しなければならない。ただし、当直勤務の翌日が土、日曜日又は休日のときは、次の当直教官に引き継ぐものとする。

(実施の手続等)

第 25 条 この規程の実施に関し必要な手続その他の事項は、校長が定める。

附 則

この訓令は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 7 日福井県警察本部訓令第 44 号)

この訓令は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 13 日福井県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。